

## 令和4年度キャッシュレス普及促進事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和4年度キャッシュレス普及促進事業業務委託

### 2 業務の目的・趣旨

県内事業者におけるキャッシュレス決済の普及を促進するため、小規模事業者を中心に、導入を進めるべき業種・地域を選定し、効果的な施策の展開を図る。

### 3 委託業務内容等

#### (1) 現状分析

- ・ 県内のキャッシュレス決済に関し、事業者の業種別、規模別、地域別の普及状況や導入のメリットなど、本事業におけるターゲット選定に資する現状分析を行う。
- ・ 必要に応じて調査を行うが、受託者が既に把握しているデータを活用してもかまわない。

#### (2) 重点業種の選定

- ・ (1)の現状分析を基に、キャッシュレス決済の導入を今後進めるべきと想定される重点業種の選定を行う。

#### (3) 普及促進

- ・ 大隅地区及び離島地区を含む県内の複数の地域において、普及促進の取組を実施する。
- ・ 普及促進の方法は、受託者からの提案を踏まえ協議する。(新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した上で、対面による方法を基本とするが、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、オンラインでの実施の可能性もある。(別途協議))
- ・ 提案に当たっては、キャッシュレス決済に関する事業者のメリットを明確にした上で、普及促進の取組内容を記載すること。

### 4 業務の報告

実績報告書（A4サイズ）を2部作成し提出するとともに、電子媒体によりデータを提出する（媒体については別途協議）。

### 5 著作権等

本事業により得られた成果品及び電子データ等、新たに作成したコンテンツに関する著作権と、これを構成する素材の著作権（二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む）は、鹿児島県に帰属し、鹿児島県は、これらが無償で自由に改変し、二次利用できるものとする。

## 6 履行期限

令和5年3月14日（火）

## 7 留意事項

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 県は必要に応じ、受託者に対し業務の進捗状況に関する報告を求めることができる。
- (3) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、県及び受託者双方合意の上、決定する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定める。

## 8 問合せ先

鹿児島県商工労働水産部 商工政策課 商業振興班

担当：前園，笠野

電話：099-286-2931

mail：shogyo@pref.kagoshima.lg.jp